

令和7（2025）年10月9日

破産者 株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋祐

破産手続に関するQ&A（7）

Q1 破産管財人による認否結果及び配当結果を確認する方法について教えてください。

A1 株式会社トリプルアート破産債権管理システム（以下、「本件システム」といいます。）にログインして表示されるホーム画面上に、配当手続に参加することのできる債権額及び配当見込み額が表示されています。配当手続は、日本円（JPY）にて実施されるため、届出債権が人民元（CNY）であった場合には、円に換算された額により記載しています。

Q2 配当額について、どのように計算していますか。

A2 認否結果として確定した各債権の債権額に配当率を乗じた額を合計して計算しています（小数点以下は切り捨て）。本件の配当率は、25.6789001655872%でした。なお、配当率の計算方法については、2025年2月21日付破産手続に関するQ&A（4）のQ5及びQ6をご参照ください。

Q3 配当を受領する方法について教えてください。

A3 配当額を送金する方法については、資金移動業者であるPayPal社の送金機能を用いた方法を原則とし、希望者のみ銀行送金による方法にて実施いたします。もっとも、配当見込み額から送金手数料を引いた額が実際に払い込まれることとなります。なお、破産者のサービスにおける決済手段であったAlipay（支付宝）を用いた配当を検討しましたが、日本の破産管財人はAlipayのアカウントを作成できないことが判明したため、PayPal社を利用した送金を原則としています。

Q4 送金手数料はどれくらいでしょうか。それにより、送金方法の選択は影響を受けるでしょうか。

A4 PayPal社の送金機能は、送金手数料が2%（小数点以下は四捨五入）であるため、1円以上の配当額がある債権者の全員が利用することができます。一方で、国際銀行送金の場合、銀行送金手数料（国際送金の場合には銀行所定の手数料額に加えて為替手数料が加算）を要するため、配当額がこれらの銀行送金手数料を下回る場合には、銀行送金による方法で配当を実施することはできません。

Q5 PayPal社の送金機能を用いる場合、債権者において、どのような手続をすれば良いですか。

A5 上記機能を用いる場合、破産管財人は、本件システムに登録したメールアドレスを利用して配当を送金する予定です。そのため、既に登録メールアドレスを用いたアカウントを有していない場合には、「配当方法登録」画面の案内に従って、当該メールアドレスを用いて、新たにPayPalアカウントを開設していただく必要があります。PayPalアカウントの開設方法については、本件システム内に案内しておりますので、ご確認ください。

Q 6 配当の実施時期はいつ頃ですか。

A 6 現在、2025年11月上旬頃に配当額が確定する予定ですので、配当実施時期は、2025年11月上旬頃から2026年1月上旬頃の約2ヶ月間を想定しています。

Q 7 配当手続において、配当方法の登録等の債権者にて行うべき手続を行わない場合、配当はどうなりますか。

A 7 配当実施時期の期間内に、債権者にて行うべき手続を行わない場合には、配当が実施できず、配当金は日本の東京都の法務局に供託されます。供託された配当を受領するためには、法務局に対して、各種申請書類等（日本語）を提出して請求することが必要となります。なお、破産管財人は、供託金の請求等の対応について、一切ご協力できかねますので、了承ください。

以上